

PM2.5対策を強化 2017年に2割削減

国務院は9月、「大気汚染防止行動計画」を公表した。

2017年までに主要経済圏の大気環境の改善を目指す。

(王 長君・NTTデータ経営研究所 社会・環境コンサルティング本部 シニアスペシャリスト)

大気汚染防止行動計画は、総合対策という位置づけではあるものの、微小粒子状物質「PM2.5」による深刻な大気汚染の改善が主目的だ。2017年までに全国の都市部において、「PM10」の濃度を2012年比で10%削減する。北京市、天津市、河北省では、PM2.5の濃度を2012年と比べてそれぞれ25%、20%、15%減らす。

目標達成の具体策には、ボイラーや石炭火力発電所などプラントの改造から産業構造の調整、監視の強化、法規制の整備まで含まれている。設備の改修については、都市部にある

小規模な石炭ボイラーをすべて廃止する。石炭火力発電所や製鉄所などは脱硫装置の装着が必須となる。石油化学工業や印刷など揮発性有機化合物が発生する施設に回収装置の整備も義務づける。北京市周辺、長江デルタ地域、珠江デルタ地域は2015年までにこれらの措置を完了させる計画だ。

交通分野では、北京、上海、広州など大都市での自動車排出ガスの総量規制が注目される。既に北京と上海で購入台数を制限している。今後は日付による走行規制も導入する予定だ。欧州の排ガス基準を満たさない黄色いナンバープレートの自動車は、2017年までに全国で走行を禁止し、廃車にする。

エネルギー多消費産業に対しては参入条件を改定する。生産能力を抑制し、製鉄、電解アルミ、セメント、ガラスなどで企業の淘汰を加速させる。2015年までに、製鉄1500万t、セメント1億t、ガラス2000万換算箱の生産能力を削減する。

PM2.5の主要発生源である石炭については、「国家石炭消費総量中長期抑制目標」を制定する。2017年までに1次エネルギー消費に占め

る石炭消費量の割合を65%以下に抑える。一方、再生可能エネルギーによる発電や原子力発電など非化石エネルギーの消費量を13%以上に高める目標を掲げた。北京市周辺、長江デルタ地域、珠江デルタ地域では、石炭火力発電所の新設や増設を禁止する。天然ガスの輸送能力を高め、住民生活用の供給を優先し、火力発電用の消費量を制限する。

法規制の面では、大気汚染物質排出基準、排出総量規制、排出許可証制度、脱硫発電所の税制優遇政策の見直しや改定を実施する。2015年までに大気汚染を監視する全国ネットワークの整備を終え、情報の即時公開を目指す。

目標の達成状況に基づいて地方政府の首長を評価するため、大気環境の改善が期待される。計画の実行には、石炭の代替や関連機器・設備の更新、廃車の適切処理、監視ネットワークの構築など幅広い産業が関わることになる。日本企業にも大きなビジネスチャンスとなりそうだ。

王 長君

1999年3月愛媛大学大学院博士課程修了博士号取得。その後、環境コンサルタント会社を経て2002年7月より現職。中国環境関連研究論文、著書、学会発表など多数

都市部でPM2.5を削減

■「大気汚染防止行動計画」の概要

1	総合的な改善策の強化による汚染物質排出量の削減
2	産業構造の調整と合理化による産業レベルの向上
3	企業のイノベーション能力の向上
4	エネルギー消費構造の調整による非化石エネルギー供給の増加
5	省エネ・環境に関わる産業参入制度の厳格化による産業分布の最適化
6	市場メカニズムの活用による環境経済政策の改善
7	法規制体系の構築による法に基づいた監督管理の実現
8	地域間連携体制の構築による統一された地域環境管理の実現
9	監視、警報発令、応急措置体系の構築による大気汚染発生への対応
10	政府や企業の責任の明確化と国民参画の促進

